

香川県報



第 28 号

平成 18 年

4月11日(火曜日)

告 示

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一
- 生活保護法の規定による医療扶助施術担当者の指定 () " " 一
- 障害者自立支援法の規定による事業者の指定 (障害福祉課) () " " 一
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるときの届出 (水産課) 二

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (二件) (県民参画課) 三
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 () " " 三
- 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 (三件) (経営支援課) 四
- 肥料の登録の内容の更新 (農業経営課) 四
- 土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 五
- 土地改良事業の認可 () " " 五
- 土地改良事業の同意 () " " 五
- 土地改良区の役員の就退任の届出 () " " 六
- 土地改良区の役員の就任の届出 () " " 六
- 土地改良区の役員の住所変更の届出 () " " 七
- 高松港湾計画の変更の概要 (港湾課) 七

告 示

香川県告示第三百六十号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のた

めの医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

指定年月日	指定訪問看護事業者等		名称	所在地
	名称	主たる事務所の所在地		
平成一八、二、一五	三豊市	三豊市豊中町本山甲二〇一番地一	三豊市財田町訪問看護ステーション	三豊市財田町財田上二二四一番地

香川県告示第三百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

指定年月日	施術者	施術者の住所	施設の名称	施設の所在地
平成一七、一、一八	中川 せつ子	綾歌郡宇多津町浜六番丁八四三第2五福マンション一〇一	観音堂指庄治療院	綾歌郡宇多津町浜六番丁八四三第2五福マンション一〇一
平成一八、三、八	大浦 誠	綾歌郡綾川町牛川三六八	こんにちは鍼灸院	綾歌郡綾川町牛川三六八

香川県告示第三百六十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類

土庄中央漁業協同組合

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年五月二十二日まで縦覧に供する。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年三月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人動物愛護かがわ

日下 聰徳

木田郡三木町大字井戸一七二四番地二

三 定款に記載された目的

本会は、人と動物の絆（ヒューマン・アニマル・ボンド）を確立すると共に、次世代を担う子供たちの動物愛護の心を育む教育の普及により、市民と動物、特に犬猫などが平和に共存出来る社会づくりを目指して、その環境保全と発展に寄与することを目的とする。よって、啓蒙活動を中心とし、保護活動は行わない。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年五月二十四日まで縦覧に供する。

平成十八年四月十一日

三七〇〇〇二 〇〇〇〇九一 三九 三七〇〇〇三 〇〇〇〇九一 三八	香川県ふじみ園更 生寮 丸亀市飯山町東坂 元三六六七番地	社会福祉法人香川 県社会福祉事業団 丸亀市飯山町東坂 元三六六七番地	平成十八年 四月一日	短期入所（知的 障害者・障害児）
三七〇〇〇二 〇〇〇一六一 三四 三七〇〇〇三 〇〇〇一六一 三三	香川県ふじみ園授 産寮 丸亀市飯山町東坂 元三六六七番地	社会福祉法人香川 県社会福祉事業団 丸亀市飯山町東坂 元三六六七番地	平成十八年 四月一日	短期入所（知的 障害者・障害児）
三七〇〇〇二 〇〇〇二九一 四五	ふじみファースト ホーム 丸亀市飯山町真時 五五〇一	社会福祉法人香川 県社会福祉事業団 丸亀市飯山町東坂 元三六六七番地	平成十八年 四月一日	共同生活援助 （知的障害者）

香川県告示第三百六十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため次のとおり届出があった。

その指定漁船調査を平成十八年四月十一日から平成十八年四月二十五日まで土庄中央漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

小豆郡土庄町甲二九八五番地四

柳生 忠

小豆郡土庄町豊島家浦三三二八番地

伊賀 末廣

小豆郡土庄町大部甲一九六一番地

小濱 孝行

二 加入区の名称

土庄中央加入区

三 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日
平成十八年三月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人遍路とおもてなしのネットワーク
梅原 利之
高松市高松町三三〇六番地三

三 定款に記載された目的

この法人は、香川県民をはじめ四国4県の県民に対して、四国遍路とおもてなし文化の活性化に関する事業を行い、四国外の人との交流の場の提供、健康的な地域社会の育成、地域コミュニティの再生、温かく豊かな日本の心の醸成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年五月二十七日まで縦覧に供する。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日
平成十八年三月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人国分寺まちづくり協議会
大西 賢一
高松市国分寺町国分一四〇〇番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、国分寺町の住民が地域振興と相互扶助の精神に基づき、一致団結して、

明るく元気な活力に満ちた住みよいまちづくりを推進していくため、まちづくり全般に関する事業を行い、活動する住民に対してはまちづくりの実践の場を提供するとともに、すべての住民が個人単位で気軽に参加できる新たなまちづくりの基本システムとして住民の地域活動の支援を図り、もって社会全体の利益に寄与する事を目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告
平成十七年香川県公告第六百五十四号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ円座店 高松市円座町九五六番二ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要
意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年四月十一日（火曜日）から同年五月十一日（木曜日）まで

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十七年香川県公告第六百五十三号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ田町店 高松市田町四番一〇ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

営業時間に店舗入口前の道路(商店街)の半分近くを来客自転車等が占拠しているため、店舗北側の横断歩道を渡る歩行者等の通行の障害となり大変危険な状態となつているので、駐輪場の確保を含め早急に改善策を検討の上、実施すること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年四月十一日(火曜日)から同年五月十一日(木曜日)まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となつた届出に係る公告

平成十七年香川県公告第六百五十二号

二 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ水田店 高松市東山崎町三八四番一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所 香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年四月十一日(火曜日)から同年五月十一日(木曜日)まで

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定により、次の肥料登録の内容を更新したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名	変更年月日	変更前後別	変更事項
香川県第六六八号	消石灰	肥料用消石灰	神島化学工業株式会社	平成十八年三月十三日	前	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目二番七号
香川県第七二六号	複合石灰肥料	炭酸苦土入り混合石灰			後	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目一番一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年三月二十九日適当と決定した。その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年四月十八日から同年五月八日まで縦覧に供する。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所

綾川町

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）丸山谷池地区

綾川町事業課

〃

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）川池地区

〃

〃

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）与北池地区

〃

〃

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）吉ヶ谷池地区

〃

〃

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮池地区

〃

〃

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）日切池地区

〃

〃

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）田池地区

〃

〃

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）小田原木池地区

〃

〃

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）萱原用水地区

〃

〃

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）萱原地区

〃

〃

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）庄屋池地区

〃

〃

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）氷池地区

〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年三月三十一日認可した。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

土地改良区名

土地改良事業名

多度津町土地改良区

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）皿池地区

〃

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）白方池地区

〃

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）米屋池地区

〃

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）三井新池地区

〃

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）榎木地区

〃

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）奥白方小保地区

高松市十河土地改良区

単独市費補助土地改良事業西ノ岡地区

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年三月三十一日同意した。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真鍋 武 紀

市名

土地改良事業名

高松市

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）奥上池地区

〃

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）橘池一号地区

〃

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）新居新池二号地区

〃

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）赤池一号地区

〃

単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）万福寺池二号地区

〃

単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業）蓮池一号地区

"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 鶴生池地区
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 国分宮池地区
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 内間池地区
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 神崎池三号地区
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 橘池二号地区
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 新居宮池地区
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 新居大池地区
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 神崎池一号地区
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 裏池地区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、綾歌郡仁池土地改良区から役員(退任及び就任)について次のとおり届出があつた。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	津村 憲一	丸亀市綾歌町富熊七六九番地	平成一七、三、三一
"	川井 芳富	坂出市川津町三九八九番地二	"
"	山岡 茂美	丸亀市飯山町上法軍寺二五三三番地	"
"	西原 茂憲	" 三六〇番地	"
"	林 義雄	" 二二二八番地	"
"	永井 孝	綾歌町栗熊西一九五番地	"
"	吉井 隆	飯山町東坂元七二五番地	"
"	石井 高廣	坂出市川津町五七四八番地三	"
"	藤村 弘之	" 六一五五番地	"

二 就任した役員

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
"	常井 豊	綾歌郡宇多津町一一三九番地	"
"	谷川 英昭	" 三三七四番地三	"
監事	香川 綱	丸亀市飯山町川原九二四番地二	"
"	古川 博	綾歌町富熊一五六番地三	"
"	田中 良忠	坂出市川津町三五九〇番地一	"
理事	津村 憲一	丸亀市綾歌町富熊七六九番地	平成一七、四、一
"	川井 芳富	坂出市川津町三九八九番地二	"
"	山岡 茂美	丸亀市飯山町上法軍寺二五三三番地	"
"	西原 茂憲	" 三六〇番地	"
"	林 義雄	" 二二二八番地	"
"	永井 孝	綾歌町栗熊西一九五番地	"
"	吉井 隆	飯山町東坂元七二五番地	"
"	石井 高廣	坂出市川津町五七四八番地三	"
"	田中 良忠	" 三五九〇番地一	"
"	高木 正信	綾歌郡宇多津町一一七二番地四	"
"	谷川 英昭	" 三三七四番地三	"
監事	香川 綱	丸亀市飯山町川原九二四番地二	"
"	宮瀬 照實	綾歌町富熊一六三番地五	"
"	川田 憲賢	坂出市川津町六三三一番地	"

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、満濃池土地改良区から役員(就任)について次のとおり届出があつた。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
		香川県知事	

監事 横井 順一 丸亀市柞原町二七三番地二

平成一八、三、二三

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、綾歌郡仁池土地改良区から役員住所の変更について次のとおり届出があった。

平成十八年四月十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更前 役員の
後の別 種類 氏 名 住 所

変更前 監事 古川 博 丸亀市綾歌町富熊一六七番地第二

変更後 監事 古川 博 丸亀市綾歌町富熊一五六番地三

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定に基づき、高松港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成十八年四月十一日

高松港湾管理者 香川県

代表者 香川県知事 真 鍋 武 紀

一 港湾計画の変更の概要

平成十六年香川県公告第三百四号によりその概要を公示した高松港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 臨港交通施設計画

名	称	起	点	終	点	車	線
朝日町B地区1号線		県道高松東港線		朝日町B地区2号線			四

2 港湾環境整備施設計画

緑地

地区名	面積（ヘクタール）
玉藻	一
朝日	二

3 船舶の補給需要等への対応
物資補給岸壁計画

地区名	港湾施設（諸元）
玉藻	岸壁（水深七・五メートル、一バース、延長二三メートル、TA ¹ ） 岸壁（水深五メートル、一バース、延長二二メートル、TA ² ）

4 土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
玉藻	一一	緑地 交流厚生用地
朝日	二二	緑地 交通機能用地 港湾関連用地

5 土地造成計画

地区名	面積（ヘクタール）
朝日	二

二 港湾計画の縦覧の場所

香川県高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部港湾課

平成十八年四月十一日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています